一	宮城県気仙沼市長岩間三百一番	
二	宮城県気仙沼市長岩間三百一番	
四	宮城県気仙沼市内松川百二十八番	
五	宮城県気仙沼市内松川二百四番十三	
六	宮城県気仙沼市松川二百十八番	
二	宮城県気仙沼市松川百二十七番二	
一	宮城県気仙沼市芳ノ口百十三番二	
一	宮城県気仙沼市金成沢一番	
三	宮城県気仙沼市下八瀬百四十五番四	
四	宮城県気仙沼市下八瀬三十番五	
一	宮城県気仙沼市角地百八十五番一	
二	宮城県気仙沼市角地百八十五番一	
一	宮城県気仙沼市和野三十一番五十八	
二	宮城県気仙沼市和野三十一番六十	
九	宮城県気仙沼市本吉町滝沢八番二十五	
十	宮城県気仙沼市本吉町滝沢八番二十六	
十一	宮城県気仙沼市本吉町滝沢八番二十七	
十五	宮城県気仙沼市本吉町滝沢百六十二番	
十三	宮城県気仙沼市本吉町馬籠町頭二十二番十二	
十六	宮城県気仙沼市本吉町小金山二番二	
五	宮城県気仙沼市本吉町蔵内五十一番一	
四	宮城県気仙沼市本吉町蔵内五十三番	
十二	宮城県気仙沼市本吉町柳沢九十一番	
六	宮城県気仙沼市本吉町柳沢百四番	
七	宮城県気仙沼市本吉町柳沢百三十一番	
一	宮城県気仙沼市本吉町平貝九十二番	
二	宮城県気仙沼市本吉町平貝九十三番	
十七	宮城県気仙沼市本吉町菅ノ沢九番一	
八	宮城県気仙沼市本吉町菅ノ沢二百八番	
三	宮城県気仙沼市本吉町菅ノ沢二百四十七番	

○外務省告示第百十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、平成二十四年四月二日から施行し、平成十七年三月二十五日外務省告示第百五十一号（外務省が所管する事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン）は、同日付けで廃止する。

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

第一　目的【法第一条関係】

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条及び第八条に基づき、また、法第七条第一項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成十六年四月閣議決定。平成二十年四月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、外務省が所管する分野及び法第三十六条第一項ただし書により外務大臣が主務大臣に指定された特定の分野における事業者等（以下「外務省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、外務省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第一条）、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である外務省関係事業者が従わない場合には、外務大臣により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない外務省関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、外務省関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第三条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第三　このガイドラインの適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、このガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第二　用語の定義【法第二条関係】

一　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。